

改正

平成24年7月9日告示第116号

平成24年7月31日告示第122号

平成25年3月29日告示第66号

平成26年1月7日告示第1号

平成27年12月1日告示第150号

令和2年3月31日告示第47号

令和3年3月24日告示第28号

令和6年9月19日告示第114号

荒尾市成年後見制度利用支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、介護保険サービス又は障害福祉サービスの適切な利用の観点から、認知症高齢者、知的障害者及び精神障害者の成年後見制度の利用を支援することにより、対象者がその有する能力を活用し、自らが希望する自立した生活を営むことができる環境整備の実現に資することを目的とする。

(支援の種類)

第2条 支援の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第32条、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第28条及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第51条の11の2の規定に基づく、市長による成年後見、保佐又は補助開始の審判の請求（以下「審判請求」という。）並びにその請求に要する費用の助成
- (2) 本人又は親族による審判請求に要する費用（以下「審判請求費用」という。）の助成
- (3) 家庭裁判所が選任した成年後見人、保佐人、補助人、後見監督人、保佐監督人、補助監督人又は任意後見監督人（以下「成年後見人等」という。）に対する報酬の全部又は一部の助成
(審判請求の対象者)

第3条 市長による審判請求の対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、特にやむを得ない理由があると市長が認める場合は、この限りでない。

- (1) 本市に住所を有する者であって、次のいずれにも該当しないもの

ア 生活保護法（昭和25年法律第144号）第19条第1項の規定により、本市以外の機関が保護を実施している者

イ 老人福祉法第11条第1項の規定により、本市以外の機関が措置している者

ウ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第19条第3項の規定により、本市以外の機関が支援している者

エ 介護保険法（平成9年法律第123号）第13条第1項に規定する住所地特例対象者であって、本市以外の市町村が保険者となっている者

(2) 本市の区域外に住所を有する者であって、次のいずれかに該当するもの

ア 生活保護法第19条第1項の規定により、本市が保護を実施している者

イ 老人福祉法第11条第1項の規定により、本市が措置している者

ウ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第19条第3項の規定により、本市が支援している者

エ 介護保険法第13条第1項に規定する住所地特例対象者であって、本市が保険者となっている者

(審判請求の判定)

第4条 市長は、対象者の福祉を図るため、特に審判請求が必要であると認めることの可否の判定は、次に掲げる事項を調査のうえ、総合的に考察して行うものとする。

(1) 対象者本人の事理を弁解する能力の程度

(2) 対象者の生活並びに資産及び収入の状況

(3) 対象者の配偶者及び4親等内の親族（以下「親族等」という。）の存否並びに親族等による対象者本人保護の可能性

(4) 対象者本人又は親族等が審判請求を行う見込み

(5) 行政機関等が行う各種施策及びサービス活用による対象者に対する支援策の効果

2 前項第4号において、対象者の親族等が審判請求を行う意思を有する場合には、対象者本人の状況等の情報を必要な範囲内で当該親族等に提供することができる。

(審判請求の手續)

第5条 成年後見等開始審判請求に係る申立書、添付書類及び予納すべき費用等は、対象者に係る審判を管轄する家庭裁判所の定めるところによる。

(審判請求費用の負担)

第6条 審判請求に要する費用（以下「審判請求費用」という。）は、家事事件手続法（平成23年

法律第52号) 第28条第1項の規定により、各自が負担するものとする。この場合において、市長は、対象者が負担する費用相当額を助成することができる。

(審判請求費用の求償)

第7条 市長は、審判請求費用について、対象者が負担すべきであると判断したときは、市長が負担した審判請求費用の求償権を得るため、家事事件手続法第28条第2項の規定による命令に関する職権発動を促す申立てを、家庭裁判所に対し行うものとする。

2 市長は、後見等開始の審判により成年後見人等が選任され、併せて、家庭裁判所から、対象者が審判請求費用を負担すべきであるとの費用負担命令が発せられたときは、開始の審判の請求に要した費用について(様式第1号)により、費用を求償するものとする。

(審判請求費用の助成対象者)

第8条 第2条第2号に規定する審判請求費用の助成対象者(以下「審判請求費用助成対象者」という。)は、審判請求をした本人又は親族が助成申請時において、本市に住所を有する者であつて、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 生活保護法による保護を受けている者

(2) 日常生活に必要な資産以外に活用できる資産(現金、預貯金、有価証券等即時換金が可能なものをいう。以下同じ。)がなく、報酬の全部又は一部の助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難な者として次に掲げる要件を全て満たす者

ア 市町村民税非課税世帯であること。

イ 世帯の資産の合計額が150万円以下であること。

(3) その他市長が必要と認める者

2 前項の規定にかかわらず、家事事件手続法第28条第2項に規定する命令により、当該審判請求を行った者が、本人に審判請求費用を求償できる場合は、審判請求費用助成対象者とはしない。

(審判請求の助成対象費用)

第9条 審判請求費用の助成の対象となる経費は、次に掲げる経費とする。

(1) 審判請求に係る手数料(収入印紙代)

(2) 審判請求に係る登記手数料(収入印紙代)

(3) 郵便切手代(審判請求において家庭裁判所に納める郵便切手代のうち、使用した分を対象経費とする。)

(4) 鑑定料(100,000円を限度とする。)

(5) 診断書作成料(10,000円を限度とする。)

2 前項第1号及び第2号に規定する審判請求に係る手数料及び登記手数料は、家庭裁判所が定める金額とする。

(審判請求費用助成の申請)

第10条 審判請求費用の助成を受けようとする者は、審判が確定した日から180日以内に荒尾市成年後見等審判請求費用助成申請書(様式第2号)により市長に申請しなければならない。

(審判請求費用助成の決定)

第11条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、助成の可否を決定後、荒尾市成年後見等審判請求費用助成金支給(不支給)決定通知書(様式第3号)により、決定内容を申請者に通知するものとする。

(成年後見人等に対する報酬の助成対象者)

第12条 第2条第3号に規定する助成の対象者(以下「報酬助成対象者」という。)は、家庭裁判所の後見開始審判、保佐開始審判又は補助開始審判によって成年被後見人、被保佐人又は被補助人となった者のうち、助成申請時において次に掲げる住所要件及び経済的要件のいずれも満たすものとする。ただし、成年後見人等が親族等である場合は、助成対象外とする。

(1) 住所要件 次のいずれかの該当する者とする。ただし、特にやむを得ない理由があると市長が認める場合は、この限りでない。

ア 本市に住所を有する者であって、次のいずれにも該当しないもの

(ア) 生活保護法第19条第1項の規定により、本市以外の機関が保護を実施している者

(イ) 老人福祉法第11条第1項の規定により、本市以外の機関が措置している者

(ウ) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第19条第3項の規定により、本市以外の機関が支援している者

(エ) 介護保険法第13条第1項に規定する住所地特例対象者であって、本市以外の市町村が保険者となっている者

イ 本市の区域外に住所を有する者であって、次のいずれかに該当するもの

(ア) 生活保護法第19条第1項の規定により、本市が保護を実施している者

(イ) 老人福祉法第11条第1項の規定により、本市が措置している者

(ウ) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第19条第3項の規定により、本市が支援している者

(エ) 介護保険法第13条第1項に規定する住所地特例対象者であって、本市が保険者となっている者

(2) 経済的要件 次のいずれかに該当する者

ア 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者

イ 日常生活に必要な資産以外に活用できる資産（現金、預貯金、有価証券等即時換金が可能なものをいう。以下同じ。）がなく、報酬の全部又は一部の助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難な者として次に掲げる要件を全て満たす者

(ア) 市町村民税非課税世帯であること。

(イ) 世帯の資産の合計額が、150万円以下であること。

ウ その他市長が必要と認める者

(報酬の助成対象費用)

第13条 助成対象費用は、家事事件手続法別表第1の13の項、31の項及び50の項の規定に基づく家庭裁判所の報酬付与の審判（以下「報酬付与審判」という。）によって決定された成年後見人等に対する報酬とする。

(報酬の助成対象期間)

第14条 助成対象期間は、成年後見人等が行った一定期間の後見等の事務に対して事後にその報酬額を決定するという報酬付与審判の特性に鑑み、報酬付与審判によって決定された報酬期間とする。ただし、平成21年3月31日以前分の報酬については、助成の対象としない。

(報酬の助成額)

第15条 助成額は、報酬付与審判によって決定された報酬額と助成限度額を比較して少ない方の額から荒尾市以外の市区町村等からの助成等の額を差し引いた額とし、月を単位に算定を行い、成年後見人等1人当たりの助成限度額は、次に掲げる額とする。

(1) 報酬助成対象者の生活の場が在宅である場合は、月額28,000円×対象月数

(2) 報酬助成対象者の生活の場が施設である場合は、月額18,000円×対象月数

(3) 前2号の規定にかかわらず、成年後見人等が就任して初めて次条の規定による申請を行う場合及び報酬助成対象者の死亡した後に同条の規定による申請を行う場合は、月額28,000円×対象月数

2 前項の規定にかかわらず、第12条第2号イの要件に該当する報酬助成対象者のうち、世帯の資産の合計額が100万円以上のものについては、前項に規定する方法により算定された助成額の半額を助成するものとする。

(報酬助成の申請)

第16条 助成を受けようとする報酬助成対象者は、荒尾市成年後見制度利用支援事業助成金支給申

請書（様式第4号）に必要書類を添えて、市長に対して申請を行うものとする。

- 2 前項の規定による助成の申請は、報酬付与が行われた日の翌日から起算して180日以内に行わなければならない。ただし、特にやむを得ない理由があると市長が認める場合は、この限りでない。

（報酬助成の決定）

第17条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、助成の可否を決定後、荒尾市成年後見制度利用支援事業助成金支給（不支給）決定通知書（様式第5号）により、決定内容を報酬助成対象者に通知するものとする。

（報酬助成対象者が死亡した場合の特例）

第18条 第16条の規定による申請を行う前に報酬助成対象者が死亡した場合又は報酬付与審判が報酬助成対象者の死亡後に行われた場合には、報酬付与審判により報酬を付与するとされた成年後見人等を報酬助成対象者とする。

- 2 報酬助成対象者となった成年後見人等に対して助成を行う場合は、死亡した者がその死亡時において第12条に規定する住所要件及び経済的要件を全て満たしていなければならない。

（助成金の返還）

第19条 偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けた者があるときは、市長は、その者に対して助成金の全部又は一部を返還させることができる。

（譲渡又は担保の禁止）

第20条 助成金を受ける権利は、これを譲渡し、又は担保に供してはならない。

（委任）

第21条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則（平成24年7月9日告示第116号）

この告示は、平成24年7月9日から施行する。

附 則（平成24年7月31日告示第122号）

この告示は、告示の日から施行する。

附 則（平成25年3月29日告示第66号）

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年1月7日告示第1号）

この告示は、告示の日から施行する。

附 則（平成27年12月1日告示第150号）

この告示は、告示の日から施行する。

附 則（令和2年3月31日告示第47号）

（施行期日）

- 1 この告示は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第11条第1項第3号の規定は、施行の日（以下「施行日」という。）以後に家庭裁判所の報酬付与の審判によって決定される報酬額について適用し、施行日前に家庭裁判所の報酬付与の審判によって決定された報酬額については、なお従前の例による。

附 則（令和3年3月24日告示第28号）

（施行期日）

- 1 この告示は、告示の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示の施行の際現にあるこの告示による改正前の様式により使用されている書類は、この告示による改正後の様式によるものとみなす。

附 則（令和6年9月19日告示第114号）

この告示は、告示の日から施行する。